## 令和5年度第9回清須市農業委員会議事録

開	会 名	合和5年	12月25日(月		月)	午後2時						
出席委員												
農業委員												
1. 伊藤	正敏	0	2. 酒井	温司	欠	3. 丹羽	保宏	0	4. 横井 満之	0		
5. 中野	浩光	0	6. 三宅	正恭	0	7. 石塚	晴郎	0	8. 岩田 房喜	0		
9. 鈴木	正	0	10.後藤	善一	0	11. 星野	清明	0	12. 水野 格廉	0		
13. 小島	慶久	0	14. 木村	実勇喜	0							
農地利用最適化推進委員												
15. 鈴木 朝明(北部)			0	16. 渡邉	由美子	- (西部)	0	17. 堀田 啓 (南部)				

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

召集年月日 令和5年12月25日(月) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

事務局長 梶浦 庄治

主 事 國分 健太郎

主 事 平塚 康介

## 議事日程

## 1 提出案件

(1)議決案件について

議案第22号 農地法第3条の規定に係る許可申請 ・・・・・・・1件

議案第23号 農地中間管理事業法19条の2 ・・・・・・・1件

議案第24号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて

(2)報告案件について

報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 ・・・・・・31件

報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 ・・・・・・・・7件

2 その他

会 長 皆さん、こんにちは。

今年も残すところあと1ヶ月余りとなりました。寒さがこたえる時季ですので、体調管理には十分ご注意ください。

では、只今から、令和5年度第9回清須市農業委員会を開催いたします。本日は2番の酒井委員より事前に欠席の連絡がありましたので、出席者は13名で定足数に達していることをご報告いたします。 また、農地利用最適化推進委員は3名全員の出席をいただいております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は6番中野 浩光 (なかの ひろみつ) 委員と8番 石塚 春郎 (いしづかはるお) 委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

それでは、【議案第22号】農地法第3条の規定に係る許可申請1 件を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事	務	局	議案書1ページ	>	番号5-6	6	をご覧く	ください	١_

申請地は、\_\_\_\_\_番地、登記田現況畑で面積は\_\_\_\_\_m°です。

譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。

\_\_\_\_\_在住で会社員のため耕作ができない\_\_\_\_\_さんから、自宅から近い土地で、農業経営を拡大したい\_\_\_\_さんへの所有権移転の申請です。

その他申請書の内容から不許可の要件である7項目のいずれも該当しないと判断されます。

以上で説明を終わります。

この案件のご地元は岩田委員になります。

岩 田 委 員 問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として許可してよろしいで しょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として 「許可する」ことといたします。

続きまして、【議案第23号】農地中間管理事業法第19条の2の 1件について事務局の説明を求めます。

事 務 局 お手元の農用地利用集積計画(農地中間管理事業一括設定)についてですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の議を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないとなっているため、審議をお願いするものです。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は星野委員になります。

星野委員問題ありません。

会 長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」として、回答することといたします。

続きまして、【議案第24号】農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直しについて議題とします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは別紙の議案第24号清須市農業委員会農地等の利用の最適化の 推進に関する指針をご覧ください。

> 農地等の利用の最適化に関する指針とは、農地の利用の最適化を図るため、遊休農地の発生防止と解消、担い手への農地の集積・集約化、新規参入の促進の目標を定め推進していくもので、令和5年4月1日施行の改正 農業委員会法により、指針の策定が努力義務から必須へと変わり、すべての農業委員会で作成が求められております。本農業委員会では、こちらが

最適化交付金の交付要件となっていたこともあり、昨年の8月に指針を策定しましたが、4月の法改正を踏まえ、内容を見直すため議案を提出いたしました。内容については事前にお配りして、確認していただいていると思いますので、目標の数値だけ説明をさせていただきます。

2ページ目をご覧ください。2ページ目の一番上、具体的な目標と推進方法についての、遊休農地の発生防止・解消についてで、解消目標を定めておりますが、現状の管内の農地面積は、農林業センサスからの数字となります。遊休農地の面積については、令和5年度の農地パトロールの面積となります。遊休農地割合はそのパーセンテージとなります。管内の農地面積は、毎年5ha減少することを想定しまして、遊休農地面積については、毎年0.5ha減っていくと想定しており、3年後及び10年後の目標の数値となっております。

10年後までに2法人を目標としております。

以上でこちらの説明については終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件についてご意見のある方は発言をお願いします。

ないようでしたら、私から質問があります。 2番の担い手への農地利用の集積・集約化について、集約面積の現状の10.3haはあるということで間違いありませんか。

事 務 局 その通りです。中間管理機構を利用して集積しているところがありまし たので、この数字になっております。

会 長 10年後には約3倍を見込んでいるということでいいですか。

事 務 局 昨年までは10年後までに80%という目標設定にと国から言われていたのですが、その文言が抜けたので、30haを集積するのはなかなか大変ですけれども、あくまで目標として市内の約3割を集積することを目標としています。

会 長 他に意見はありませんか。

鈴木推進委員 質問なのですが、企業参入の推進ということで、現在春日地区で法人が 耕作をしていますが、そういったものも含まれているということでいいで しょうか。

事 務 局 今すぐに該当地がどういった法人が耕作しているかはわかりませんが、 基本的には許可を得て耕作していると思います。

会 長 地区によっては、農地組合法人を作って集団的に耕作をしている地区も あると認識している。

鈴木推進委員 また、あとから確認をしていただきたいです。

木 村 委 員 許可がいるという話があったが、許可が必要になる以前から、口約束で やっているという方も場合によってはいるのではないか。それを細かく見 直すことになると膨大な量になるのではないか。

会 長 水田については農協が間に入りうまく管理ができているが、畑については、以前から口約束でおこなっている場合が多くある。

木 村 委 員 水田も農協に委託しているだけで、実際に細かい契約をしているかと言 われるとそうでないのではないか。それを細かくすべて言い出すと、これ から先は必要なのかもしれないが、非常に手間がかかることになるのでは ないか。

鈴木推進委員 細かいことを言えば、家庭菜園で貸しているものも厳密に言うと許可が いる物はないか。

事務局おっしゃるとおりです。

会 <br/>
長 現実とは乖離しているケースが多くあるかもしれない。<br/>
そのほか、何かありますか。

特段意見がないと、現在は案の状態ではありますが、10年後の数値等 よろしいでしょうか。

事務局に質問ですが、これはすぐに策定が必要なものですか。

事 務 局 今年度中にはと考えています。基本的に見直しは農業委員会の改選後を 目安にしているのですが、大規模な開発が突発的に起きたりした場合で必 要だと見なされれば、見直しすることはできます。 鈴木推進委員 改選後すぐにこういったものを判断するのは、知識量としてもなかなか 難しいものがある。判断をしかねる。

事 務 局 また質問等がありましたら、回答させていただきます。

会 長 それではこの件については、一旦保留にさせていただいて、次回の総会 にてもう一度意見を聞いて指針を策定したいと思っております。

続きまして、【報告第16号】農地法第4条第1項第7号の規定による 届出31件及び【報告第17号】農地法第5条第1項第6号の規定による 届出7件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願 いします。

事 務 局 それでは、報告第16号及び報告第17号の説明をさせていただきます。

議案書3ページ目の申請番号R5-19から、11ページ目のR5-4 7 までは春日新橋西土地区画整理事業地内の案件となり、数も非常に多いため、まとめて鈴木推進委員から、ご意見をいただきたいと思います。

鈴木推進委員 基本的な部分に関しては、問題ありません。

質問があるのですが、この中でもう既に転用を提出していると思われるもの、提出をしてあると確信できるものがいくつかあるのですが、いくつかの案件については、昭和の頃に地元企業と駐車場の契約をしておって、そのときに転用が出されているものと想定できる。また別の案件でも地元商店が、平成の中頃に駐車場の契約をしている。当時私が関わって、契約の条件として、隣地の許可、宮田用水の決済金の処理、転用の許可を条件として契約をしているもので、それをクリアして契約しているはずである。

1回出している物を再提出するというのはどういった理由があるのでしょうか。

事 務 局 当時農地転用を出していただいて、受理通知書を渡しているはずですが、事業者がそれをもって法務局に行って、地目変更登記をしていただかないと、登記簿上の登記はかわらないので、農業委員会に出して、登記簿の地目が変わるかというとそういうものではないので、推定でしかないのですが、農地転用は出しているが、地目変更登記の処理ができていなかったのではないかと考えられます。

そういうことであれば、再度農地転用を提出していただいて、受理通知 を発行しています。

鈴木推進委員 どうしてそういったことが起きるのか。

伊藤委員 借地であって所有権移転ではないのですか。

鈴木推進委員 その通りです。

伊藤 委 員 地目変更登記ができるのは、所有者しかできないので、貸主が失念して いたのではないか。

鈴木推進委員 以前会社勤めをしていたときに、登記簿謄本をよく見る機会があったのですが、山林のまま登記がなっており、実際には宅地であるといった物をよく見ていた。

事務局 農転してその記録がある場合は、その旨の証明願いがあるので、そういった方法はあるのですが、公文書になるので保存年限があり、それを超えているとその部分について必ず証明できるというものではありません。そういった場合は、農地転用の出し直しや、現況証明で対応をしています。

会 長 では、今回の区画整理については、すべて転用が完了したということで すか。

事 務 局 すべてかは確認していませんが、区画整理組合からまとめて申請が出て きているので、問題はないかと思います。

木 村 委 員 区画整理にはいったあとは、仮換地に指定されるまでは地目変更できないよね。

事務局 そうですね。

木村委員だから変更できていなかったのではないか。

伊藤 委員 地目変更登記にも費用が発生するので、それでやっていないというのも 一因にあるかもしれない。

会 長 今回の一団の申請は、現況でしっかりと確認することはできましたか。

鈴木推進委員 できました。前の地図と現在の地図を合わせて、おおよそ誰のものかと わかるようになっていました。

> 今後について質問なのですが、農地転用を出しましたという記録という のはいつまで証明できるのか。

事 務 局 愛知県等の取り扱いを参考にしながら行っていく予定ですが、文書の保存年限を過ぎても、証明が可能なものであれば、証明をしていく意向ではあります。

- 鈴木推進委員 質問なのですが、申請地の中で一般の法人が農地を所有していることに なっている。これは法人が農地を所有するときに許可等を得ているという ことになりますか。
- 伊藤 委員 これは、以前農地転用の届け出を出した際に、その法人が地目変更登記を行わずにいたため、法人が農地を所有しているという状態になっているものだと思われます。そして所有権移転登記をすることに伴い、こういった形で改めて法人から個人への農地の転用ということで出てきているものだと思われます。区画整理地内だから地目変更登記ができない期間があるため、こういった取り扱いになっていると思われます。

鈴木推進委員 わかりました。

最後にこの中の届出の一つについて、転用の届出が一筆抜けている可能性があるので、申請者に一度確認していただいたほうが良いと思われます。

事務 局 一度届出書を確認して、届出者にも内容を確認させていただきます。 それでは続けて事務局からの説明を求めます。

星 野 委 員 問題ありません。

事 務 局 申請番号R 5 - 4 9、\_\_\_\_\_番地、登記現況共に田。面積が \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>です。

こちら、中野委員の案件となります。

中野委員問題ありません。

事務局以上で農地法第4条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。つづきまして農地法第5条第1項第6号の規定による届出について説明します。

こちら、渡邉推進委員の案件となります。

- 渡邉推進委員 現地を確認させていただきましたが、どこから車が入るのかがわかりませんでした。
- 事 務 局 もうすでに駐車場がありますので、そこと一体で利用されるということ でした。

渡邉推進委員 そうでしたら問題ありません。 事 務 局 申請番号R5一71、番地、登記田現況が休耕畑、面積が m²です。 こちら、中野委員の案件となります。 中野委員 問題ありません。 事 務 局 申請番号R5-72、 番地、 番地、登記現況共に畑、 面積の合計が m<sup>2</sup>です。 こちら、鈴木正委員の案件となります。 鈴木正委員 問題ありません。 事 務 局 申請番号R5-73につきましては、先ほどの区画整理の一団で説明が ありましたので、割愛させていただきます。 13ページ申請番号R5-74、\_\_\_\_\_番地、登記田現況宅地、面積 が m<sup>2</sup>です。 こちら、丹羽委員の案件となります。 丹 羽 委 員 問題ありません。 事務局申請番号R5-75、番地、番地、番地、番地、番地が登 記現況共に畑、 番地が登記田現況畑、面積の合計が ㎡で こちら、渡邉推進委員の案件となります。 渡邉推進委員 問題ありません。 申請番号R5-76、\_\_\_\_番地、\_\_\_番地、共に登記畑現況雑 事 務 局 種地、面積の合計が m<sup>2</sup>です。こちらは再転用の案件となります。 こちら、岩田委員の案件となります。 岩 田 委 員 問題ありません。 事 務 局 以上で説明を終わります。 事務局の説明が終わりました。以上のことについて質問はありますか。 会 長 なければ事務局からその他について説明をお願いします。 事 事務局から何点か説明をさせていただきます。 務 局 まず、最初に活動記録報告書について、毎月のご報告ありがとうござい ます。先月分もすでに集計させていただいて、前回より日数が増えており ますので、引き続き活動を継続していただくようにお願いいたします。こ ちらなのですが、どういうことにかかわってくるのか覚えておいていただ

きたいのですが、先ほど説明があった指針と合わせて、活動記録をもとに

もらっている交付金がありますので、そちらの算定に必要な活動になります。活動がなくなってしまうと、交付金も減額等といった可能性はありますので、しっかりと目標の7日間を達成できるように引き続き活動をお願いいたします。活動内容なのですが、些細なことでも活動に該当することがありますので、報告書に記載をいただくようにお願いたします。

次に本日机上配布したカラー刷りの資料をご覧ください。内容として は、清須市における地域計画の策定についてです。今、地域計画を策定し なさいということが法定化されまして、清須市においても策定しなければ いけないこととなっています。それにあたり、地域計画とはどういうもの かということを委員さん方にしっておいてほしいので、今回の資料を使用 しながら、説明をさせていただきます。まず、地域計画とは何かという と、地域農業の将来のあり方と目標地図を定めるというものです。いつま でに定めるかというと、令和7年3月末までに定めなければいけないとい うことになっています。大きな内容として、地域農業の将来のあり方と、 目標地図なのですが、それぞれ内容としては、地域農業の将来のあり方と して、座談会のような協議の場を設けて、具体的には10年先が目安にな るのですが、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくかを話し 合ってくださいというのが、地域計画の地域農業の将来のあり方となりま す。今まで集約集積といったお話をさせていただいていますが、その大枠 を決めましょうといったものになります。次に協議の場を踏まえて、目標 地図を作製しましょうというものになります。手元の資料にある図の通り に、いろいろな色で耕作者が分かれている農地を、将来的に耕作しやすい ように位置をまとめたり、担い手に農地を集約していこうという地図を作 製するというものです。ただ目標地図については、あくまで目標であるの で、必ずそうしなければならないというものではなく、あくまで目安です ので、それを決めたからといって、そこの農地の土地の権利を決めた人に 設定しなければいけないといったことではありません。また情勢によって 変更するということも可能なものであります。先ほどお話ししたこの2点 を作りましょうというのが、地域計画になります。

その地域計画をどうやって作成していくかが資料に記載してあるのですが、まず意向調査を行います。土地の地権者の方に所有している農地をどうしていくかを確認します。その後座談会のような協議の場を設けて、具体的に地域計画をどういうものにしていくかという素案の作成をします。その際に、目標地図も作成します。その後、地域の方に説明会をおこなって、策定と公告を行うというのが大きな流れになります。次に、地域計画

の影響ですが、地域計画を策定していないともらえない補助金があります。一番わかり易いのは、新規就農者に対する経営開始資金といった補助金が地域計画がある地域じゃないとその補助金がもらえないというデメリットがあります。その他の補助金も地域計画が必要である補助金はありますので、そういったところにも影響が出てきます。また目標地図を作った地域で開発をすることになると、協議の場を設けて、そこで同意を得ないと開発をすることができなくなります。なので、言い方を変えると開発をしにくくなるということにあります。

では、清須市において地域計画をどうしようということになるのです が、前提として地域計画を策定すると、開発がしにくくなる。では開発を しないところ、いわゆる青地で策定するということが想定されると思いま す。具体的には、清洲地区だと土田・上条、一場、春日の宮重町、袮宜 家、分地、西牧、新田といった地域でやるのがいいとなります。ただ、清 須市の現状として、まず土田・上条地区からは、平成30年ごろに請願書 が提出されておりまして、内容としては農用地区域から外して開発をしや すいようにしてほしいというものです。それを清須市の議会でも採択をさ れております。実際に、民間の開発業者による開発計画がありまして、ま だ具体的にはなっていないのですが、動いているという現状があります。 一場地区も同様に請願書が出されていまして実際に時期は未定ですが、区 画整理事業が始まる予定ではあります。春日地区も31年度に請願書が提 出去れて、具体的な計画はないのですが、地元からは開発をしてほしいと いう意見が出されているのが現状です。もし清須市で地域計画を策定する というのであれば、現状で開発案が具体的にできていない春日地区の青地 が有力になる可能性はありますが、ただ地元から開発をしてほしいという 請願が出されていて、清須市議会でも採択されている以上、地域計画の策 定を進めるということが、判断が難しいところではあります。これについ ては、事務局で考えていこうかなという現状です。

地域計画について、皆さんに知識を覚えてもらうのと同時に、今日お配りした資料の中に古い地図ではあるのですが、担当地域の地図をお配りしております。これから地域を見回りしていただく中で、農地の利用状況についてメモ書き程度でいいので書き込んで活用をしていただきたいです。それをできるだけ把握していただけると、こういった地域計画を策定する中で、地元の情報がしっかりと整理されていると、作業が楽になるという側面もありますので、ご協力いただければと思います。

以上で一度説明は終わります。今回の説明に関して質問等はありますで

しょうか。

木 村 委 員 地域計画で春日地区が有力候補という話がありましたが、まだこれから の長い目で見てという話でいいですか。

事 務 局 はい。清須市全体でも開発の機運がたかまっているところではあります ので、あくまで候補という話です。また清須市での地区計画策定は難しい なりに、しっかりと地元の意見等は聞いていかなければならない部分では ありますので、皆様もその認識を持っていただきたいです。

伊藤 委員 これは農振農用地について定めるとおもいますが、西枇杷島地区は農振 農用地が全くないのですが。

事 務 局 地域計画は市街化区域では作れないので、西枇杷島地区は対象外となります。また他地区でも、市街化区域に該当するところでは同様に地域計画が策定できない地域になりますので、それも覚えておいていただきたいです。

伊藤 委員 もらった地図に耕作中等書き込むのは作業量としては多くなりますが、 どうしたらよいですか。

事 務 局 絶対ではなく、あくまで参考に活用していただければというだけですので、必ずやってくださいというものではありません。また、事務局に転用 状況の確認等する際にも活用できるものになりますので、そういった活用 の仕方もしてください。使い方は自由にお願いします。

伊藤委員 都市計画基本図の次の見直しの時期はいつでしょうか。

事 務 局 一度都市計画課に確認して連絡させていただきます。

横 井 委 員 地域計画の策定は、調整区域ではできるのか。

事 務 局 調整区域の白地での策定はできるのですが、問題としては青地と比べて 開発のしやすさがあるので、そこで地域計画を策定すると、何回も協議の 場を設けなくてはならないというデメリットがあります。ただ、地元のほ うでまとまって、白地の農地として守っていきたいという意向があるので あれば、事務局としても地域計画を策定しやすいので、皆様から教えてい ただきたいです。

なければ最後に、これから農地に関する知識を覚えたいといった要望があるのであれば、事務局まで教えていただきです。土地の知識についても委員さんごとで差が出てきますと、議案の内容がわからないといったケースが出てきてしまうので、皆様で同じようなレベルで知識も共有出来たらと考えています。

会 事務局の説明が終わりました。以上のことに、質問はありますか。 それでは次回の開催について確認します。

> 令和6年1月25日、木曜日、午後2時から、場所は本日と同じ清須市 役所南館3階大会議室にて開催予定ですので、よろしくお願いします。

> 以上で令和5年度第9回農業委員会を閉会します。本日はご苦労様でした。

## 一終了時刻午後3時00分一

個人情報に当たるとの考えから、議事録中の番地等は、省略等して記載しています